

平成29年第3回定例会 所管事務調査資料

1 事項

児童発達支援センターの現状及び課題について

2 本市の現状

本市には、現在、児童福祉法第43条に定める児童発達支援センターは存在しない。

児童発達支援センター等で療育を受ける際に必要な「児童発達支援」の交付数は平成29年3月31日現在で34人となっており、これらの者は市外の児童発達支援センター・児童発達支援事業所を利用している状況である。

3 課題

現状の課題として、支援を必要としている児童及びその保護者・家族にとって、児童の発達や成長段階に応じて、長期間、継続的に専門的な療育を受けられる体制を整備していくことが求められていると考えている。

このため、就学前児童の通所療育としての日中の居場所の確保をはじめ、相談支援、また保育園や学校等、関係機関への訪問支援を行う児童発達支援センターを整備し、地域の療育拠点として機能させることで、身近な地域で安心して過ごせるようにしていく必要がある。

4 今後のスケジュールについて

施設整備については、9月末までの策定を予定している「上郷保育園改築基本構想」において、スケジュールについてお示ししていく予定である。

具体的な運営方法については、自立支援協議会事務局会議、児童教育支援部会、また専門家も交えた検討を始めているが、利用者にとって使い勝手の良い施設となるよう、今後しっかりと議論をしていきたいと考えている。

5 近隣市町の状況について

近隣市町では、瀬戸市及び日進市が児童発達支援センターを設置しており、東郷町では児童発達支援事業所を設置している。尾張旭市では、民間の事業所が児童発達支援センターを設置している（市の関与はない）。